

令和8年度県有施設への太陽光発電設備率先導入(PPA)事業に係る

実施協定書(案)

徳島県(以下「甲」という。)と●●●株式会社(以下「乙」という。)は、甲乙間で締結した令和8年度県有施設への太陽光発電設備率先導入(PPA)事業に係る電力供給契約について、再生可能エネルギー電力供給に必要な設備の設置、運用等の細目的事項等に関して、次のとおり合意し、実施協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、「令和8年度県有施設への太陽光発電設備率先導入(PPA)事業」(以下「本事業」という。)の実施に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定における用語の意義は、令和8年度県有施設への太陽光発電設備率先導入(PPA)事業に係る基本協定書(令和●年●月●日付締結)(以下「基本協定書」という。)第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 本契約

「農林水産総合技術支援センター及び鳴門総合運動公園体育館(アミノバリューホール)で使用する電力供給に係る契約」(令和●年●月●日付締結)をいう。

(2) 電力供給期間

本契約第3条第1項第3号に定める調達期間をいう。

(3) 対象施設

本契約別紙1に定める需給場所をいう。

(4) 本設備

対象施設に設置する乙が所有の太陽光発電設備(太陽光パネル、パワーコンディショナ等)、蓄電池設備、その他対象施設へ電力を供給し、また維持・管理するに当たって必要となる機器等をいう。

(5) 設置スペース

甲が、別途乙に交付する「行政財産の目的外使用許可に係る許可書」又は「公園施設の設置等の許可に係る許可書」で乙が本設備を設置するために使用を許可する場所をいう。

(財産分界点、責任分界点)

第3条 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点は、別紙1のとおりとする。

(補助金の取扱い)

第4条 補助金申請に関わる報告業務は、乙が実施する。

2 乙は、基本協定書第13条第1項の補助金相当分の電気料金からの控除について、電力供給期間中の控除累計額を管理し、電力供給期間の満了までに補助金相当分の控除ができる見込みがない場合は、電力供給期間満了までの間において補助金相当分の控除が可能な単価を算出し、この単価を本契約に定めた太陽光発電電力使用単価に変更することについて、乙の責により甲に申し出なければならない。

3 前項の場合において、乙から太陽光発電電力使用単価の変更の申出があった場合は、甲乙間で協議したうえで、補助金相当分の控除が可能な太陽光発電電力使用単価に変更するものとする。

(設備の撤去の協議)

第5条 本契約の電力供給期間の満了により、基本協定書第11条の規定に基づき本設備を撤去する際に、満了以降の本設備の取扱いについて、乙から協議の申出があり、甲が申出を承諾した場合は、協議により措置を決定することができる。

(設備の設置、仕様)

第6条 各対象施設に設置する主要な設備は別紙2のとおりとし、その配置は別紙3のとおりとする。

- 2 乙は、本設備の設置に関し、法規制等に基づく適切な運用を行えるよう、適宜甲と協議の上、これを実施する。
- 3 本設備の設計条件、仕様、運用条件などについては、本契約、基本協定書及び募集要項等に記載のとおりとする。

(設備の所有権)

第7条 本設備の所有権は、本事業の事業期間を通じて乙に帰属する。

- 2 甲は、本設備の移転、改造(交換・増設・一部の取り外しを含む。)等、現状を変更する行為を行うときは、あらかじめ書面により乙の承諾を得るものとする。
- 3 甲は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本設備の第三者への転貸、譲渡
 - (2) 本設備を目的とした抵当権等の担保設定

(設備の運転使用)

第8条 乙は、関連法規を遵守し、善良な管理者の注意をもって本設備を管理するものとする。

- 2 甲は、本設備について異状もしくは故障があり、電力供給及び充放電に影響を及ぼすことを発見した場合、乙にその旨を連絡し、本設備の回復に必要な初動対応に協力する。
- 3 乙は、本設備の維持及び運用に関して、甲(電気事業法施行規則第52条第2項に規定する外部委託承認制度に基づく委託契約先を含む。)が選任した電気主任技術者と責任分界点、保全の内容等の協議を行い、保安規程に基づく年次点検を実施し、本設備の円滑な運転管理・維持管理に努める。
- 4 本設備を設置した対象施設について、甲が別途、改修工事等を実施する場合は、乙は必要に応じて本設備の一時的な運転停止及び移設に応じるものとする。
- 5 前項の本設備の一時撤去、再取付け等は、乙の負担で行うものとする。ただし、この負担は、電力供給期間内において1設備につき1回とする。なお、太陽光発電設備については、アレイ単位で1設備としてカウントするものとする。
- 6 本事業の実施期間中に、対象施設に雨漏りが生じた場合には、乙は原因究明に協力するとともに、原因が本設備設置に起因すると明らかに証明された場合には乙が責任を負い、乙の負担により速やかに修復を行う。

(契約期間中の修繕・補修等)

第9条 甲の事情(防水工事等を含む。)により甲が対象施設の補修工事等を行うときに30日を超えて発電及び自家消費できない(又は発電量が減少する)期間が生じた場合は、停止又は発電量減少分の契約期間延長について、乙は甲と協議することができるものとする。

- 2 前項に関する事項については、甲乙両方で協議を行い、誠意をもって対処するものとする。

(点検・保守業務)

第10条 乙は、別紙4の維持管理計画書に規定する事項等に従い、かつ、関連法規を遵守し、本設備が正常な使用状態を保つよう点検・保守業務を実施するものとする。

- 2 各年度の点検・保守業務実施内容について、甲に報告する。
- 3 本設備の修理・交換に要する費用は、甲の帰責事由により本設備が損傷した場合を除き、乙の負担とする。
- 4 法令制度の新設又は改正等により新たに義務が課され、点検・保守項目が追加された場合、乙は、法令制度を遵守し、当該点検・保守を実施する。なお、当該点検・保守に係る費用は、乙の負担とする。なお、追加の点検・保守については、甲乙協議の上、合理的に実施できるよう協力する。
- 5 甲は、乙及び乙の委託先が、点検・保守等のために設置スペースに立ち入ることを承諾するなど業務が円滑に遂行できるよう協力する。

- 6 甲は、乙の点検・保守業務に必要な情報提供等の協力を行う。
- 7 本設備の点検・保守業務に必要な現場事務所、作業員控室、機器保管倉庫、便所、洗面所等の仮設に必要な敷地並びに作業及び車両の駐車に係る敷地の一時的提供について、甲は真摯に協議に応じるものとする。
- 8 乙は、大規模地震、大型台風等の後は、対象施設及び対象施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すものとする。

(施設の使用・立入方法)

第11条 甲は、乙に対し、対象施設の使用方法に関して、安全確保、災害の防止、環境整備等の適切な管理を図るために必要な事項を申し入れることができ、乙は、当該申入れについて甲と真摯に協議をするものとする。

- 2 甲は、対象施設の保全その他管理上必要がある場合は、対象施設内の設置スペースに立ち入ることができるものとする。ただし、甲は、乙による本設備に支障が生じないように配慮するとともに、設置スペースの出入口の施錠と安全確保に留意する。立入り時に事故が生じた場合には、甲乙両者の善良なる管理義務に基づき、誠意を持って対処するものとする。
- 3 甲は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に乙と協議のうえ、書面等による承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 本設備に対して影となる障害物を設置する等、発電量の減少につながるものが想定される行為を行うこと。
 - (2) 設置スペースに第三者を立ち入らせること。
 - (3) 対象施設の維持管理を行うこと以外の目的で設置スペースに立ち入ること。
 - (4) 設置スペースへの日照を阻害する建物・構造物等を設置すること。

(設備の改造)

第12条 乙は、本設備の最適な稼働を図るため、甲の承諾を得て、本設備の改造（交換・増設・一部の取り外し含む。）を行うことができる。

- 2 法令制度の新設又は改正等により本設備の稼働に直接影響を受ける場合、乙は、甲乙協議の上、本設備が円滑に稼働できるよう改造等を実施する。なお、当該改造等に要する費用は、乙の負担とし、当該改造等に要する費用が最小限となるように、甲乙は協力する。
- 3 甲が設置スペースに変更を加えたため、本設備の稼働に影響が出た場合、対応についてはリスク分担表に基づき甲乙協議の上決定する。

(設備の滅失・毀損)

第13条 本設備が、甲の責めに帰すべき事由により滅失又は毀損し修理不可能になった場合、本契約は終了となり、本設備の返還や費用負担等に関する取扱いについては本契約第29条の規定を準用する。ただし、乙に保険金が支払われた場合、甲はその限度において支払を免れる。

- 2 本設備が、乙の責めに帰すべき事由により滅失又は毀損し修理不可能になった場合、本契約は終了となり、乙は、自己の負担において本設備を撤去する。この場合、甲は本契約終了日以後の本設備より生じる電気料金の支払を免れる。
- 3 本設備が、天変地異、戦争、暴動、内乱、争議その他の不可抗力及び甲乙いずれの責めにも帰すことのできない事由により滅失又は毀損し修理不可能になった場合、本契約は終了となり、その際の撤去費用や乙の解約に掛かる費用などについては、甲乙の協議により費用負担を定める。

(甲等が行う発電設備の操作)

第14条 甲又は乙は、本設備に異常徴候（音、振動、熱、臭い、計器類の異常指針）があった場合、異常事態が発生した場合又はそれらが生じるおそれがあると判断した場合、直ちに相手方に通知するものとする。乙は、甲から当該通知を受領した場合、事態の早期解決のために、乙から甲に対し、一次対応として本設備を操作することを指示し、甲はこれを直ちに実施するよう努める。

- 2 乙は、甲及び本設備を設置した対象施設の利用者が安全に操作することができるよう、マニュアル作成や本設備操作説明等の説明業務を十分に行うこととする。

(電気料金の請求)

第15条 甲が対象施設の管理を第三者に委託している場合において、本設備から発電された電力を当該委託先に使用させるときは、本契約第11条に規定する電気料金の請求書の交付先及び支払者を甲の指示により当該委託先に変更できるものとする。

(乙の禁止事項)

第16条 乙は、以下の各号の事項を行わず、又は第三者をして行わせない。ただし、甲による事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 設置スペースの全部又は一部を第三者に貸与し、又は本設備の全部又は一部を第三者に賃貸すること。
- (2) 設置スペースの原状を変更すること(ただし、本契約第2条(目的)に定める目的を達成するために必要な限度で変更を行うことを除く。)
- (3) 不潔、悪臭を発生するなど衛生上有害な行為を行うこと。

(本協定の有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、本協定締結日から本契約の有効期間の終期までとする。

(補則)

第18条 本協定、本契約又は基本協定書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(非常時の電力供給)

第19条 停電を伴う非常時における電力供給は別紙5のとおりとする。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲) 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

(乙) (住所)
●●●株式会社

代表者・職氏名

【別紙1】 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

- ・単線結線図を赤（PPA 事業者）・黒（本県）で色分けしたものを想定しています。

【別紙3】 主要設備の配置図

- ・ 詳細設計図の平面図を添付することを想定しています。

【別紙4】維持管理計画書

月次点検 1回 / 6ヶ月、定期点検 1回 / 年

※施設の保安規定に定める年次点検項目を含む。

※各設備の機器交換については、あらかじめ甲に承認を得た事業計画書に記載の維持管理計画によるものとする。

定期点検 項目

点検機器	点検項目		点検内容
モジュール	目視	表面ガラスの汚れ・破損	ガラス割れ、ごみ付着の確認
		フレームの変形・破壊	モジュールフレームの変形・破損の確認
		配線の破損・変形・断線・固定	モジュールケーブルの損傷、状態の確認 (目視可能な範囲で実施)
		コネクタの損傷・緩み	コネクタの損傷、緩みの確認 (目視・触診可能な範囲で実施)
		固定ボルト・ナットの緩み・脱落	固定ボルト・ナットの緩み、脱落の確認
架台・基礎	目視	架台各部のボルトの緩み	ボルトの緩みの確認(抜き打ち)
		架台の腐食・錆	腐食、錆の確認
		架台の変形・損傷	架台の変形、レベルの確認
蓄電池	目視・ 確認	外箱の腐食・破損	腐食、損傷のないこと
		外箱の固定状態	固定ボルトの緩みの確認
		異音、異臭および過熱	異音、異臭、過熱のないこと
		端子の緩み・焼損	端子台の緩み、焼損の有無確認
		配線・配管の破損・変形・断線	配線・配管の損傷、状態確認
PCS	目視・ 確認	外箱の腐食・破損	腐食、損傷のないこと
		外箱の固定状態	固定ボルトの緩みの確認
		異音、異臭および過熱	異音、異臭、過熱のないこと
		防水状態	未使用ポートの防水カバーが封止されていること
		端子の緩み・焼損	端子台の緩み、焼損の有無確認
		接地ケーブルの接続	接地ケーブルがしっかりと接続されていること
		配線・配管の破損・変形・断線	配線・配管の損傷、状態確認
	動作確認	正常起動、動作の確認	
	測定	開放電圧測定	ストリングごとの開放電圧測定 ※監視機器にて確認可能な場合はデータ確認
		絶縁抵抗測定	ストリングごとの開放電圧測定 ※監視機器にて確認可能な場合はデータ確認
ケーブル	目視	ケーブルの損傷・断線	ケーブルの傷、破損の確認
		ケーブル保護材の確認	PFD、VE管、タック等の確認
その他	目視	売電メーター動作	メーターが正常に動作していること
			雑草など日射、雨漏りに影響があるものがないかを確認

【別紙5】 停電を伴う非常時の電力供給

- 1 施設に導入する設備は非常時には防災用電源として活用する。
- 2 設備の設置場所、防災用電源の具体的な供給対象は、別紙3の図面のとおり
- 3 設備の操作方法等は、別途各施設に納める「運用マニュアル」に記載する。
- 4 蓄電池の運用は以下のとおりとする
 - (1) 防災用電源の供給対象は新たに設置する非常用コンセント又は事前に甲が指定した特定負荷とし、2.0kVA未満とする。
 - (2) 電力供給期間中は満充電時の容量が初期容量の60%以上を確保できるよう対応する。
 - (3) 平常時は、非常時に備えて最低3kWhの残量を確保して放電する。
 - (4) 非常時は、蓄電池の残量及び太陽光発電設備の自立運転による発電電力も使用する。
 - (5) 非常用コンセントの容量は、太陽光発電設備の自立運転による出力が許容する範囲内とする。